

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日か翌々日)

目次

- 字の区域の変更
- 保険医療機関等の指定
- 保険医等の登録
- 解除予定の保安林
- 土地改良区の役員 の就退任
- 土地改良法による換地処分 (二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可 (五件)
- 建築基準法による道路の位置の指定の取消し

告 示

鳥取県告示第九百六十四号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による原絹屋地区(絹屋工区及び原工区)の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十三年二月一日現在の地番による。)
大字絹屋 字真野ヶ谷	大字絹屋字真野ヶ谷の全域、大字絹屋字大木峠一〇〇二の三及びこれと一体をなす国有地並びに大字絹屋字荒神谷西平一〇三四の一、一〇三四の二及びこれらと一体をなす国有地
大字絹屋 字大木峠	大字絹屋字大木峠のうち一〇〇二の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字絹屋 字荒神谷西平	大字絹屋字荒神谷西平のうち一〇三四の一、一〇三四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字原 字川向東	大字原字川向東の全域、大字原字明神前上六六九の一の一部、六六九の二の一部、六七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字原 字明神前上	大字原字明神前上のうち、六六九の一の一部、六六九の二の一部、六七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

外の区域、大字原字家ノ前下六三三から六三七まで、六三八の一、六三八の二及び六四〇並びに六二五の二、六二八、六三二の一、六三三から六三七まで、六三八の一、六三八の二、六三九の一、六三九の二、六三九の七、六四〇、六四一の一、六四二及び六四三の二と一体をなす国有地の一部

大字原
字家ノ前下
大字原字家ノ前下のうち六三三から六三七まで、六三八の一、六三八の二及び六四〇並びに六二五の二、六二八、六三二の一、六三三から六三七まで、六三八の一、六三八の二、六三九の一、六三九の二、六三九の七、六四〇、六四一の一、六四二及び六四三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第九百六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
松本医院	鳥取市末広温泉町四〇一	昭和五十三年十一月一日
新田外科胃腸科医院	米子市中島三九二の七	"
山口外科医院	米子市夜見町二七八六の四	"
中嶋医院	境港市相生町四一	"
都田医院	境港市京町四四	"
森医院	岩美郡国府町大字糸谷一の一の五	昭和五十三年十一月十四日
田中医院大坪出張診療所	八頭郡家町大字大坪七一	昭和五十三年十一月一日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四二七	"
木山歯科医院	米子市富士見町二丁目三一	"
横川歯科医院	境港市元町一八〇〇	昭和五十三年十一月六日
久松薬局	鳥取市東町三丁目二六四	昭和五十三年十一月一日
境港日曜休日応急診療所	境港市湊町一	"
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三 福田ビル三号	"

鳥取県告示第九百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
下 田 光 太 郎	鳥医第二、三二三号	昭和五十三年十月二十八日
安 木 誠 規	鳥業第三八九号	昭和五十三年十月二十三日

鳥取県告示第九百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡家町大字野町字宮地岩五六六の三三（次の図に示す部分に限る。）、五六六の五二
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

日野川左岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 遠藤 喜男	米子市福市二一〇
山 川 茂男	二三〇
伊 塚 浩	一二六四
中 西 進	一五九
平 木 充	六八七
堀 尾 清繁	一二六七
内 藤 良	七〇一
中 島 正六	七八五
野 口 辰己	八幡二二二
棚 田 滋	三七二
田 守 允	四七七ノ一
高 田 一夫	五三六

湯原 高之	諏訪六二五
前田 巖	六四三
宅野 正治	二九
江原 稔	一四一
都田 清一	二七三
長谷川 雅夫	五三六
長谷川 貞夫	五七三
高塚 晃	西伯郡岸本町大殿六五八
吉川 右一	五四三
長浜 範人	一一三六
草原 黄	坂長八四九
中曾 堅	八一四
宅野 昇	岩屋谷三五八一—二
奥田 勳	三九四
杉村 和	米子市別所一〇五九
前田 貢	一〇七五
植田 孝一	西伯郡岸本町坂長一二六五
前田 巖	米子市別所七八八
伊塚 馨	福市七一五
船橋 勲	西伯郡岸本町坂長九一七

昭和五十三年七月七日第一回総代会が開催されたので土地改良法第十八条第十三項の規定により同日退任

日野川左岸土地改良区	就任した役員の名及び住所
理事 遠藤 喜男	米子市福市二一〇
山川 茂男	二三〇
伊塚 浩	一二六四
中西 進	一五九
平木 皎	六八七
堀尾 清繁	一二六七
内藤 良	七〇一
中島 正六	七八五
野口 辰己	八幡二二二
棚田 滋	三七二
田守 允	四七七〇—一
高田 一夫	五三六
湯原 高之	諏訪六二五
前田 勳	六四三
宅野 正治	二九
江原 稔	一四一
都田 清一	二七三
長谷川 雅夫	五三六
長谷川 貞夫	五七三
高塚 晃	西伯郡岸本町大殿六五八
吉川 右一	五四三
長浜 範人	一一三六

草原 菅 坂長八四九

中曾 堅 八一四

宅野 昇 岩屋谷三五八一二

奥田 勲 三九四

杉村 和 米子市別所一〇五九

前田 貢 一〇七五

植田 孝一 西伯郡岸本町坂長一二六五

前田 巖 米子市別所七八八

伊塚 正昭 福市七一五

船橋 穀 西伯郡岸本町坂長九一七

昭和五十三年七月七日開催の第一回総代会において選任され、同日就任
任期四年

鳥取県告示第九百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る原絹屋地区絹屋工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区から同土地改

良区が行う土地改良事業に係る原絹屋地区原工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十一号

昭和五十三年十月九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（郷原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十二号

大山町から申請のあつた町営土地改良（明間地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十三号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（中島地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十四号

北条町から申請のあつた町営土地改良（東新田場地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十五号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（岩本地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（大栄（大隈）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を昭和五十三年十一月十四日次のとおり取り消したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十三年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人及び氏名の住所 鳥取市東町一丁目 二七一番地 鳥取県住宅供給公社 理事長 平林鴻三	道路の位置の指定を取り消した場所 鳥取市吉成字東土崎五四九、字財 ノ木五七四―二、五七五、六〇 二、六〇三、六〇四、六〇五、六 〇六―三、六〇六―四の各一部	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇〇 メートル 延長 二三四・四〇 メートル
--	--	---